

「住民票コード通知書」 は届きましたか？

広報とみさと7・8月号にてお知らせした、住民基本台帳ネットワークシステムの第1次稼働が、8月5日からスタートしたことに伴い、8月23日に、各世帯主宛へ住民票コード通知書を送付しました。

住民票コードは、市民課窓口での異動手続きなどに使用することがありますので、「住民票コード通知書」は大切に保管してください。

まだ住民票コード通知書がお手元に届いていない場合は、市民課市民係へご連絡ください。

窓口手続きの一部が 変更になりました

第1次稼働により、次のとおり届出書の書き方や申請方法が、一部変更になりました。

●転出証明書に住民票コードが記載されます

転出手続きの際に交付する「転出証明書」には、「住民票コード」が記載されていますので、紛失などしないように注意してください。

住民票コードが通知されました

住民基本台帳でひらくIT社会

●住民票や記載事項証明書に住民票コードの記載が必要な場合は、申請により請求することができます

住民票にコード番号の記載が必要な場合は、本人と家族（同一世帯）の人に限り、申請することができます。

ただし、コード番号については、利用制限などにかかる規定がありますので、確認のうえ申請してください。

なお、窓口で身分証明書の提示が必要になります。

●住民票コードは変更することができます

住民票コードは申請により変更することができます。変更する場合は、請求者の氏名、住所および、住民票コードを変更請求書に記入のうえ、申請してください。

この手続きについては、本人確認をするための書類が必要となりますので、事前に問い合わせください。ただし、

し、希望する番号を選ぶことはできません。

第2次稼働は 平成15年8月から

来年8月には、第2次稼働（本稼働）が予定されており、希望者には住民基本台帳カードが交付され、全国どこの市区町村からでも、住民票の交付が受けられるようになります。

また、住民基本台帳カードの交付を受けると、転入・転出手続きが簡素化できるようになります。

今後も、広報などで住民基本台帳ネットワークシステムについての情報や、平成15年8月（予定）の第2次稼働について、随時お知らせしていきます。

●市民課市民係 内線293